

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5110650号
(P5110650)

(45) 発行日 平成24年12月26日(2012.12.26)

(24) 登録日 平成24年10月19日(2012.10.19)

(51) Int.Cl. F 1
A 6 3 F 7/02 (2006.01) A 6 3 F 7/02 3 1 6 Z

請求項の数 3 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2008-118918 (P2008-118918)	(73) 特許権者	000241234
(22) 出願日	平成20年4月30日(2008.4.30)		豊丸産業株式会社
(65) 公開番号	特開2009-268505 (P2009-268505A)		愛知県名古屋市中村区長戸井町3丁目12番地
(43) 公開日	平成21年11月19日(2009.11.19)	(74) 代理人	100078721
審査請求日	平成23年4月15日(2011.4.15)		弁理士 石田 喜樹
		(74) 代理人	100121142
			弁理士 上田 恭一
		(74) 代理人	100124419
			弁理士 井上 敬也
		(74) 代理人	100124420
			弁理士 園田 清隆
		(72) 発明者	野崎 泰生
			名古屋市中村区長戸井町3丁目12番地
			豊丸産業株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 パチンコ機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が入賞可能な大入賞口と、その大入賞口を開閉するための扉部材と、図柄を表示可能な図柄表示装置とが遊技盤の表面に設けられており、所定条件を充足した場合に内部で抽選を実行し、その抽選の結果が所定の結果となった場合には、前記図柄表示装置において所定の大当たり図柄を表示するとともに、遊技者にとって有利な大当たり状態を生起させて、前記大入賞口を所定の回数だけ断続的に開成させるパチンコ機であって、

前記大入賞口の開口部が、前記遊技盤の前方に盤面に対して平行に設けられた板状部材の内側に形成されており、

前記扉部材が、前記遊技盤の内部から前方へ突出して先端縁を前記板状部材の内面に近接させることによって、前記開口部を遮蔽するもので、水平方向に対して所定の角度をなすように傾斜した状態で設置されているとともに、

前記扉部材の先端縁と前記板状部材の内面とが非平行になっており、前記扉部材の下側の先端と前記板状部材との距離が、前記扉部材の上側の先端と前記板状部材との距離より長くなっていることを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

前記図柄表示装置の外周を覆うように大型の遊技部材が設けられており、その大型の遊技部材に、前記扉部材と前記大入賞口とが一体的に設けられていることを特徴とする請求項1に記載のパチンコ機。

【請求項3】

前記大入賞口が前記図柄表示装置の上側に設けられており、その大入賞口の上側に、前記扉部材が設けられているとともに、前記板状部材が透明であることを特徴とする請求項 2 に記載のパチンコ機。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、パチンコ機に関するものである。

【背景技術】

【0002】

遊技機の一例であるパチンコ機として、図柄始動口に遊技球が入賞した場合に、内部で抽選を実施し、その抽選の結果、大当たりとなった場合（乱数カウンタが所定の数値を選択した場合）には、図柄表示装置に所定の大当たり図柄（たとえば、「7, 7, 7」）を表示するとともに、大当たり状態を生起させ、大入賞口の開閉扉を所定回数だけ断続的に開成させて、遊技者に多くの賞品球を払い出すもの（所謂、図柄合わせタイプのパチンコ機）が知られている。そして、上記した図柄合わせタイプのパチンコ機における大入賞口の扉部材としては、特許文献 1 の如く、幅広な板状に形成されており下端縁を中心として前方に片開きするものが広く利用されている。

10

【0003】

【特許文献 1】特開 2001 - 346961 号公報

【0004】

20

ところが、上記の如く、下端縁を中心として前方に片開きする扉部材を大入賞口開閉用の扉部材として設けたパチンコ機は、扉部材の動きが非常にありふれたものであるため、看者に陳腐なイメージを与えてしまう。それゆえ、出願人は、前後方向にスライドして遊技盤の表面から出沒することによって大入賞口を開閉する扉部材を設けたパチンコ機について提案した（特願 2008 - 101824）。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上記の如く、前後方向にスライドして遊技盤の表面から出沒する扉部材を大入賞口開閉用の扉部材として設けたパチンコ機は、当該扉部材の動きが斬新で趣向性に優れているものの、扉部材を単純な矩形状にした場合には、前方にスライドした扉部材の先端縁と当該先端縁の前方に位置した遊技部材との間に遊技球が挟まってしまい、扉部材が完全に閉まらなくなったり、予定よりも多い遊技球が大入賞口へ入賞したりする虞れがある。

30

【0006】

本発明の目的は、大入賞口用の扉部材の開閉作動の態様が斬新で趣向性が高い上、その扉部材の正常な開閉作動を保持することが可能なパチンコ機を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の内、請求項 1 に記載された発明は、遊技球が入賞可能な大入賞口と、その大入賞口を開閉するための扉部材と、図柄を表示可能な図柄表示装置とが遊技盤の表面に設けられており、所定条件を充足した場合に内部で抽選を実行し、その抽選の結果が所定の結果となった場合には、前記図柄表示装置において所定の大当たり図柄を表示するとともに、遊技者にとって有利な大当たり状態を生起させて、前記大入賞口を所定の回数だけ断続的に開成させるパチンコ機であって、前記大入賞口の開口部が、前記遊技盤の前方に盤面に対して平行に設けられた板状部材の内側に形成されており、前記扉部材が、前記遊技盤の内部から前方へ突出して先端縁を前記板状部材の内面に近接させることによって、前記開口部を遮蔽するもので、水平方向に対して所定の角度をなすように傾斜した状態で設置されているとともに、前記扉部材の先端縁と前記板状部材の内面とが非平行になっており、前記扉部材の下側の先端と前記板状部材との距離が、前記扉部材の上側の先端と前記板状部材との距離より長くなっていることを特徴とするものである。

40

50

【 0 0 0 9 】

請求項 2 に記載された発明は、請求項 1 に記載された発明において、前記図柄表示装置の外周を覆うように大型の遊技部材が設けられており、その大型の遊技部材に、前記扉部材と前記大入賞口とが一体的に設けられていることを特徴とするものである。

【 0 0 1 0 】

請求項 3 に記載された発明は、請求項 2 に記載された発明において、前記大入賞口が前記図柄表示装置の上側に設けられており、その大入賞口の上側に、前記扉部材が設けられているとともに、前記板状部材が透明であることを特徴とするものである。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 1 】

請求項 1 のパチンコ機は、扉部材の先端縁と大入賞口の開口部を構成する板状部材の内面とが非平行になっているため、扉部材を前方へスライドさせて板状部材の内面に近接させて大入賞口の開口部を遮蔽する際に、扉部材と板状部材の内面との間に遊技球が挟まれる、という事態が生じない。すなわち、開いた状態の扉部材を閉じる際に、扉部材の先端の片端に遊技球が挟まりかけたときに、その遊技球を扉部材の幅方向に滑らせる（スライドさせる）ことによって、扉部材への遊技球の噛み込みを防止することができる。

10

【 0 0 1 2 】

また、請求項 1 のパチンコ機は、傾斜した扉部材の下側の先端の方が上側の先端より板状部材との距離が長くなっているため、流下した遊技球が、前方へスライドした扉部材と板状部材の内面との間に挟まりそうになった場合に、重力が作用する方向と同じ方向に押し出されるので、扉部材と板状部材の内面との間に遊技球が挟まれる事態をより高い精度で防止することができる。

20

【 0 0 1 3 】

請求項 2 のパチンコ機は、図柄表示装置の外周を覆う大型の遊技部材に、扉部材と大入賞口とが一体的に設けられているので、従来のパチンコ機に比べて、デザインが斬新である上、部品点数が少なく、安価かつ容易に製造することができる。

【 0 0 1 4 】

請求項 3 のパチンコ機は、大入賞口、扉部材とも図柄表示装置の上側に設けられているため、扉部材から開口部内へ遊技球が入り込む様子を容易に視認することができる。また、開口部内へ入り込んだ遊技球が大入賞口内へ入賞するまでの様子を、透明な板状部材を介して視認することができるので、遊技者に不信感を抱かせて遊技に対する意欲を消失させる事態が生じない。

30

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 5 】

以下、本発明のパチンコ機について、図面にしたがって詳細に説明する。図 1 は、本発明に係るパチンコ機を示したものであり、パチンコ機 1 は、機枠 2 の片側縁に、前面枠 3 が開閉自在に蝶着されており、前面枠 3 の中央よりやや上側の後方には、遊技盤 4 が設置されている。遊技盤 4 の表面には、発射装置（図示せず）によって発射された遊技球を遊技盤 4 の上方まで導くための金属製で帯状のガイドレール 8 が円弧状に立設されており、当該ガイドレール 8 によって、略円形の遊技領域 10 が区画された状態になっている。そして、当該遊技領域 10 には、装飾用の大型遊技部材 11 が設置されている。

40

【 0 0 1 6 】

図 2、図 3 は、それぞれ、大型遊技部材 11 の正面図、前方斜視図である。大型遊技部材 11 は、矩形の開口窓部 41 を中央に設けたドーナツ状に形成されている。そして、左右上下の外周には、遊技盤 4 に当着させるための当着板 42 が、前後方向に対して直交するように設けられている。また、当着板 42 の前側には、帯状の外周壁体 43 が立設されており、その外周壁体 43 の前端縁には、各種の装飾を施した装飾板 33 が設けられている。そして、当該装飾板 33 が、当着板 42 の表面と所定の距離（遊技球の直径以上の距離）を隔てて平行に対峙した状態になっている。

【 0 0 1 7 】

50

また、装飾板 3 3 の中央上方には、板状部材として機能する窓部材 3 6 が、装飾体 3 3 と略面一になるように設置されている。窓部材 3 6 は、透明な合成樹脂によって上辺を右上がりに傾斜させた台形の板状に形成されており、装飾板 3 3 と同様に、当着板 4 2 の表面と所定の距離を隔てて平行に対峙した状態になっている。さらに、窓部材 3 6 の内側においては、外周壁体 4 3 が、窓部材 3 6 の左右の端縁および下端縁に沿うようにコの字状に折り曲げ形成されており、そのコ字状に折れ曲がった外周壁体 4 3、窓部材 3 6 および遊技盤 4 によって、遊技球を貯留するための空間 S が形成された状態になっている。

【 0 0 1 8 】

また、当着板 4 2 の窓部材 3 6 の下端際の後方に相当する位置には、大入賞口 3 5 が穿設されており、遊技球が入賞可能になっている。そして、窓部材 3 6 の上端際の内側（後側）の部分が、大入賞口 3 5 の開口部 3 8 として機能するようになっている。なお、大入賞口 3 5 内に入賞した遊技球は、図示しない入賞検出手段によって、その入賞が検出されるようになっている。

【 0 0 1 9 】

さらに、窓部材 3 6 の上端縁際の後方には、板状で略矩形の扉部材 3 4 が、窓部材 3 6 の上辺に沿って傾斜した状態（水平方向に対して約 2 0 ° 傾斜した状態）を保ちながら当着板 4 2 の表面から出沒するように前後にスライド可能に設けられている。図 4 は、扉部材 3 4 の設置部位を上から見た状態を示したものである（なお、図 4 (a) は、扉部材 3 4 を前方にスライドさせた状態であり、図 4 (b) は、扉部材 3 4 を後方にスライドさせた状態である）。扉部材 3 4 は、左右の両端縁が平行になっており、約 5 0 m m の幅を有している。また、先端縁が、遊技盤 4 の盤面方向に対して所定の角度（約 2 ° ）をなすように傾斜した直線状になっている（すなわち、扉部材 3 4 は、そのように先端縁を傾斜させた状態を保ちながら前後にスライドするようになっている）。そして、扉部材 3 4 が最も前方にスライドした場合には、左側（すなわち、下側）の先端と窓部材 3 6 の内面との距離が約 3 . 0 m m となり、右側（すなわち、上側）の先端と窓部材 3 6 の内面との距離が約 1 . 0 m m となるように設計されている。

【 0 0 2 0 】

また、図 2、図 3 の如く、装飾板 3 3 の右上方には、後述する図柄表示装置 1 9 の表示内容と合わせた発光演出をするための発光演出部材 4 4 が設けられている。さらに、装飾板 3 3 の右側には、図柄表示装置 1 9 の表示内容と合わせたメカニカルな演出をするための回転体 4 5 が設けられている。

【 0 0 2 1 】

一方、当着板 4 2 の裏面側の中央上部には、扉部材 3 4 を作動させるための作動部材であるソレノイド 4 6 が、ハウジング内に収納された状態で設置されている。さらに、ソレノイド 4 6 の右側には、発光演出部材 4 4 を発光させるための発光手段 4 7 がハウジング内に収納された状態で設置されており、発光手段 4 7 の下側には、回転体 4 5 を作動させるための作動手段（図示せず）がハウジング内に収納された状態で設置されている。さらに、ソレノイド 4 6 の下側には、図柄表示装置 1 9 が液晶画面 4 8 を開口窓部 4 1 から露出させた状態で組み付けられている。加えて、図柄表示装置 1 9 の下側には、遊技球を載置可能なステージ 1 2 が設けられており、当該ステージ 1 2 の下側には、後述する図柄始動口 2 1 へ遊技球を導くための挿通孔 1 3 が設けられている。

【 0 0 2 2 】

また、図 1 の如く、大型遊技部材 1 1 の右下には、入賞装置 1 7 が設置されている。入賞装置 1 7 は、遊技盤 4 に当着させるための当着板 2 4、当着板 2 4 に穿設された略台形状の入賞口 2 0 を開閉するための開閉扉 1 4 等によって構成されている。当着板 2 4 は、透明な合成樹脂によって形成されており、略 U 字の受け皿状の導入部材 1 5 が、表面から前方に突出するように一体的に設けられている。さらに、入賞口 2 0 の上端際には、幅広な板状の開閉扉 1 4 が、傾斜状に設置されており、当着板 2 4 の裏面側に設けられたソレノイド（図示せず）によって、傾斜した状態を保ったまま、前後にスライドして入賞口 2 0 を開閉するようになっている。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 3 】

さらに、遊技領域 1 0 には、大型遊技部材 1 1 や入賞装置 1 7 の他に、図柄始動口 2 1、電動開閉式入賞装置（所謂、電動式チューリップ） 2 2、ゲート 3 7、電飾ランプ、風車等が設置されているとともに、多数の障害釘 9、9・・等が植設されている。一方、前面枠 3 の下側には、遊技球を発射装置（図示せず）へ供給するための供給皿 5 と、遊技球を貯留させるための貯留皿 6 とが上下に併設されており、その貯留皿 6 の右側には、発射装置を操作するための発射ハンドル 7 が突設されている。

【 0 0 2 4 】

上記の如く構成されたパチンコ機 1 においては、発射ハンドル 7 の回動操作によって発射装置（図示せず）から遊技球が発射され、発射された遊技球が図柄始動口 2 1 に入賞した場合に、内部に設置された制御装置において大当たり抽選が実行され、大当たり抽選の結果、「大当たり」になった場合には、「大当たり状態」が生起する。また、遊技球が図柄始動口 2 1 に入賞する毎に、入賞図柄表示装置 1 9 においては所定の時間だけ図柄の変動表示を実行し、当該変動表示の後に「大当たり図柄」あるいは「はずれ図柄」を表示することによって大当たり抽選の結果を表示する。

【 0 0 2 5 】

「大当たり状態」においては、大入賞口 3 5 の扉部材 3 4 が所定回数だけ断続的に開成する。扉部材 3 4 の開成は、ソレノイド 4 6 への電源投入により、ソレノイド 4 6 のシリンダーが後方へスライドし、そのスライドに連動して、扉部材 3 4 が後方へスライドし、当板 4 2 内（すなわち、遊技盤 4 内）に没入することによって行われる。その扉部材 3 4 の没入によって、窓部材 3 6 と遊技盤 4 との間の空間 S の上面（すなわち、開口部）が露出した状態となるため、上方から流下した遊技球が、すべてその空間 S 内に導かれ、大入賞口 3 5 へと導かれる。なお、窓部材 3 6 が透明な合成樹脂によって形成されているため、遊技者は、空間 S 内に入り込んだ遊技球が大入賞口 3 5 へと導かれる様子を視認することができる。上記の如く、「大当たり状態」が生起した場合には、大入賞口 3 5 内へ多くの遊技球を入賞させることができるため、遊技者は、多くの賞品球を獲得することができる。

【 0 0 2 6 】

また、「大当たり状態」の生起中あるいは終了後に扉部材 3 4 が閉成する際には、扉部材 3 4 が前方へスライドして窓部材 3 6 の内面に近接するが、扉部材 3 4 の先端縁が、窓部材 3 6 の内面と非平行になるように傾斜している（扉部材 3 4 の左側の先端の方が右側の先端より窓部材の内面との距離が長くなっている）ので、流下した遊技球が、前方へスライドした扉部材 3 4 と窓部材 3 6 の内面との間に挟まりそうになった場合に、傾斜した扉部材 3 4 の先端縁によって、その遊技球が、左側（すなわち、扉部材 3 4 の先端縁と窓部材 3 6 の内面との距離が長い側）へ押し出されるため、扉部材 3 4 の先端縁と窓部材 3 6 の内面との間に挟まれたりしない。

【 0 0 2 7 】

さらに、所定の「大当たり図柄」が表示された後に「大当たり状態」が生起した場合には、「大当たり状態」の終了後に、入賞図柄表示装置 1 9 における図柄の変動表示の時間を所定の回数だけ短縮する「時短状態」が生起する。当該「時短状態」においては、遊技球がゲート 3 7 を通過する毎に、内部に設置された制御装置において当たり抽選が実行され、その当たり抽選において高い確率で小当たりとなり、小当たりとなった場合に、電動開閉式入賞装置 2 2 が開成する。そして、開成した電動開閉式入賞装置 2 2 に遊技球が入賞した場合に、入賞装置 1 7 の開閉扉 1 4 が開成し（後方にスライドして遊技盤 4 内に没入し）、上方から流下した遊技球（すなわち、大型遊技部材 1 1 の右側を流下した遊技球）が導球部材 1 5 によって受け止められて入賞口 2 0 内に導かれ、入賞球として検出されるようになる。したがって、遊技者は、「時短状態」が発生した場合には、発射ハンドル 7 を大きく回動させて遊技球を強く発射して右サイドの入賞装置 1 7 の入賞口 2 0 に入賞させることによって、「大当たり状態」の生起によって得られた遊技球の数を大きく変動させることなく遊技を継続させることができる。

【0028】

パチンコ機1は、上記の如く、大入賞口35の開口部38が、遊技盤4の前方に盤面に対して平行に設けられた板状部材である窓部材36の内側に形成されており、扉部材34が、遊技盤4の内部から前方へ突出して先端縁を窓部材36の内面に近接させることによって、開口部38を遮蔽するものであるとともに、扉部材34の先端縁と窓部材36の内面とが非平行になっているため、扉部材34を前方へスライドさせて窓部材36の内面に近接させて大入賞口35の開口部38を遮蔽する際に、扉部材34と窓部材36の内面との間に遊技球が挟まれる、という事態が生じない。したがって、扉部材34が完全に閉じなくなったり、予定個数よりも多い遊技球が大入賞口35内に入賞してしまう、という事態が起こらない。

10

【0029】

また、パチンコ機は、扉部材34が、水平方向に対して所定の角度をなすように傾斜した状態で設置されており、扉部材34の下側の先端と窓部材36との距離が扉部材34の上側の先端と窓部材36との距離より長くなっており、流下した遊技球が、前方へスライドした扉部材34と窓部材36の内面との間に挟まりそうになった場合に、重力が作用する方向と同じ方向に押し出されるので、扉部材34と窓部材36の内面との間に遊技球が挟まれる事態をより高い精度で防止することができる。

【0030】

さらに、パチンコ機1は、図柄表示装置19の外周を覆う大型遊技部材11に、扉部材34と大入賞口35とが一体的に設けられているので、従来のパチンコ機に比べて、デザインが斬新である上、部品点数が少なく、安価かつ容易に製造することができる。

20

【0031】

加えて、パチンコ機1は、大入賞口35、扉部材34とも図柄表示装置19の上側に設けられているため、扉部材34から開口部38内へ遊技球が入り込む様子を容易に視認することができる。また、窓部材36が透明であるため、開口部38内へ入り込んだ遊技球が大入賞口35内へ入賞するまでの様子を、窓部材36を介して視認することができるので、遊技者に不快感を抱かせて遊技に対する意欲を消失させる事態が生じない。

【0032】

なお、本発明のパチンコ機の構成は、上記実施形態の態様に何ら限定されるものではなく、機枠、前面枠、遊技盤、供給皿、貯留皿、発射ハンドル、大型遊技部材、扉部材、大入賞口、開口部、窓部材、図柄表示装置、入賞装置、図柄始動口、電動開閉式入賞装置、入賞口等の形状、構造、材質等の構成を、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で適宜変更できる。

30

【0033】

たとえば、本発明のパチンコ機は、上記実施形態の如く、大入賞口および扉部材を大型の遊技部材に一体的に組み込んだものに限定されず、大入賞口および扉部材を大型遊技部材とは別個に遊技盤面上に設置したものでも良い。また、上記実施形態の如く、ソレノイドによって扉部材を開閉するものに限定されず、ステッピングモータ等の他の駆動装置によって扉部材を開閉するものでも良い。

【0034】

また、扉部材は、上記実施形態の如く、遊技盤面とのなす角度(すなわち、板状部材とのなす角度)が約 2° となるように先端縁を傾斜させたものに限定されず、閉じた状態で板状部材の内面との間に遊技球の半径以上の隙間が形成されないものであれば、遊技盤面とのなす角度が約 2° を上回るように先端縁を傾斜させたものでも良い。なお、扉部材と窓部材の内面との間に遊技球が挟まれる事態を効率的に防止するためには、板状部材の内面と先端縁とのなす角度が 1° 以上となるように先端縁の傾斜度合いを調整するのが好ましい。

40

【0035】

さらに、扉部材は、上記実施形態の如く、先端縁全体を板状部材と所定の角度をなすように傾斜させたものに限定されず、先端縁の一部のみを板状部材と所定の角度をなすよう

50

に傾斜させたものでも良い。たとえば、扉部材を右上がりの傾斜状に設ける場合には、図5の如く、扉部材の先端縁の右端際の部分および/または扉部材の先端縁の左端際部分を板状部材と平行にして(すなわち、非傾斜状にして)、それ以外の部分を板状部材と所定の角度をなすように傾斜させることも可能である。なお、そのように扉部材の先端縁の左右の一部を板状部材と平行にする場合には、当該板状部材と平行な部分の長さ(図5における、)を、遊技球の半径(約5.5mm)以下とすることが好ましい。

【0036】

加えて、本発明のパチンコ機は、上記実施形態の如く、扉部材の先端縁が遊技盤の盤面に対して傾斜しているとともに板状部材が遊技盤の盤面に対して平行になっているものに限定されず、扉部材の先端縁が遊技盤の盤面に対して平行になっているとともに板状部材が遊技盤の盤面に対して傾斜しているものでも良い。

10

【0037】

また、本発明のパチンコ機は、上記実施形態の如く、扉部材を右上がりの傾斜状に設けたものに限定されず、たとえば、遊技盤面のレイアウトを実施形態のものと同様に左右対称にすることによって扉部材を左上がりの傾斜状に設けることも可能である。さらに、本発明のパチンコ機は、上記実施形態の如く、片上がりの傾斜状に形成された大型の遊技部材の上面に扉部材を設けたものに限定されず、大型の遊技部材の上面を中央から左右の外側にかけて下向きに傾斜するように逆V字状に形成し、その傾斜面に扉部材を設けることも可能である。

【0038】

20

なお、上記実施形態においては、所謂第三種のパチンコ機について説明したが、本発明のパチンコ機は、第三種のものに限定されず、第一種、第二種等の第三種以外のものとしても利用することが可能である。

【図面の簡単な説明】

【0039】

【図1】パチンコ機の正面図である。

【図2】大型遊技部材の正面図である。

【図3】大型遊技部材の前方斜視図である。

【図4】扉部材の設置部位の平面図である(aは扉部材を前方にスライドさせた状態を示したものであり、bは扉部材を後方にスライドさせた状態を示したものである)。

30

【図5】扉部材の変更例を示す説明図である(aは扉部材の先端の右端縁際を板状部材と平行にしたものであり、bは扉部材の先端の左端縁際を板状部材と平行にしたものである)。

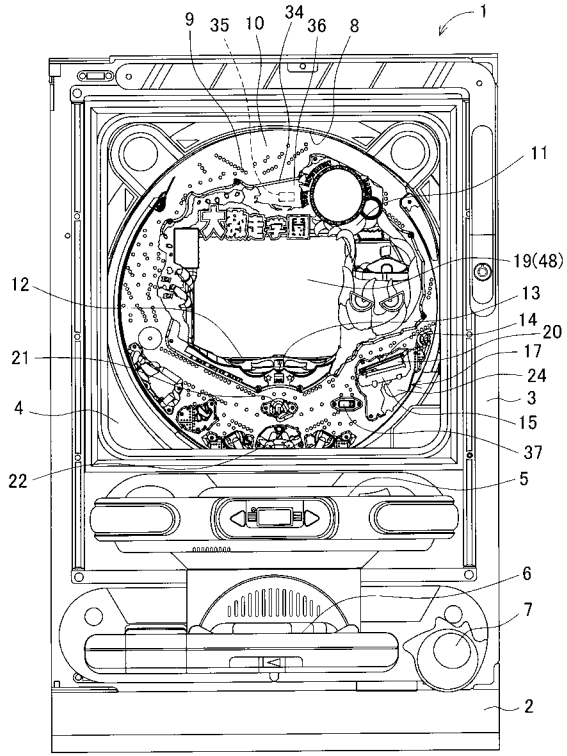
【符号の説明】

【0040】

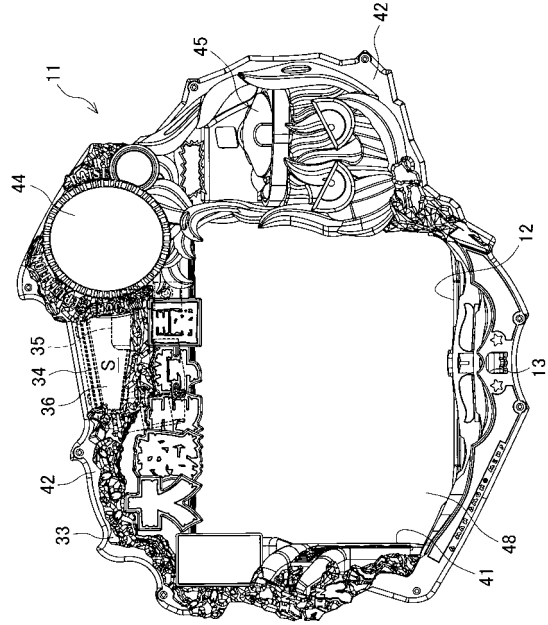
- 1・・・パチンコ機
- 4・・・遊技盤
- 7・・・発射ハンドル
- 10・・・遊技領域
- 11・・・大型遊技部材
- 34・・・扉部材
- 35・・・大入賞口
- 36・・・窓部材(板状部材)
- 38・・・開口部

40

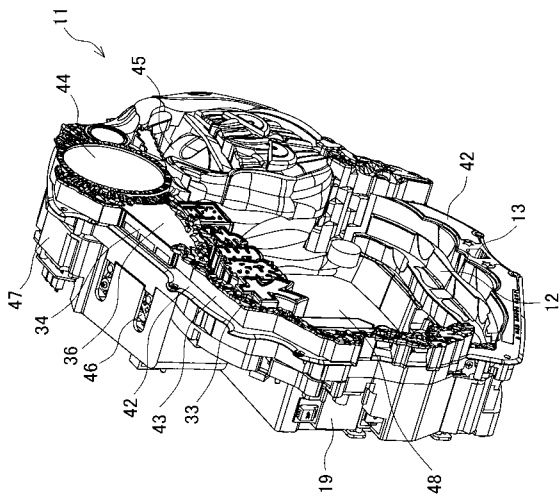
【図 1】



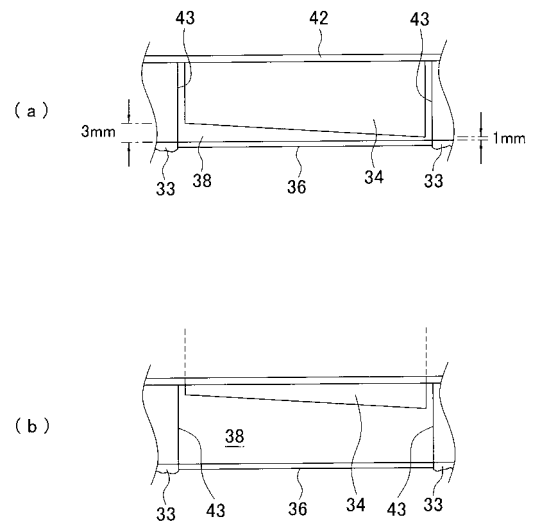
【図 2】



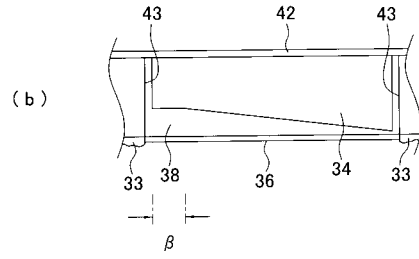
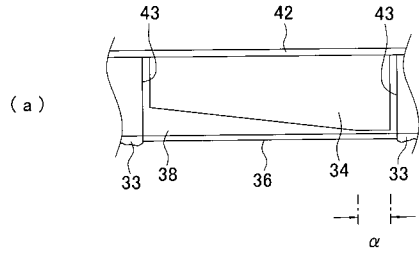
【図 3】



【図 4】



【 図 5 】



フロントページの続き

(72)発明者 澤田 泰典

名古屋市中村区長戸井町3丁目12番地 豊丸産業株式会社内

審査官 上田 正樹

(56)参考文献 特開2007-296149(JP,A)

特開2006-345925(JP,A)

特開2004-329449(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63F 7/02